文

- 本件各控訴をいずれも棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- 事実及び理由

当事者の求めた裁判 第 1

控訴人ら

- (1) 原判決を取り消す。 (2) 京都府知事が、控訴人らに対し、原判決別紙・一覧表「処分日」欄記載の各日付でした障害基礎年金を支給しない旨の各処分は、いずれも取り消す。
 - 被控訴人国は、控訴人らに対し、それぞれ2493万6000円を支払え。 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人らの負担とする。

 - 第3項につき仮執行宣言

被控訴人ら

主文と同旨 事案の概要

第2 事案の概要
1 本件は、幼少時から感音性難聴等の障害を有する在日韓国・朝鮮人である控訴人ら(ただし、控訴人P1及びの同 P2は帰化して日本国籍を取得している。)が、京都府知事に対し、障害基礎年金を給付する旨の裁定を求めたところ。京都府知事は、昭和56年法律第86号による改正前の国民年金法のいわゆる国籍条項等に基づいて、障害基礎年不支管を放けて、時害基礎に不可能とない旨の各位の分をしたが、このような国籍条項及び国籍条項が改正により削除された後も改正前にするものと定めた者にのよるものと定めたあるから、これを根拠としてされた上記各処分は違法を項をとき、と主張して、被控訴人社会保険庁長官に対し、それぞれ上記各処分の取消しを求めるとともに、対し、国籍の各規定に関する国会の違法な立法行為ないし控訴人らに対し何らの救済措置も講じない立法不作為に対し、自己をは本来得られるべきであった障害基礎年金を逸失し、また精神的な苦痛を被ったとして、被控訴人国に対し、国家に基づき、それぞれ上記逸失利益及び慰謝料の支払を求めた事案である。なお、控訴人らは、平成12年3月15日、本件取消請求の被告を京都行知事として訴えを提起したが、地方分を権の推進を図るための関係法律の整備等に関する第4の国民年金事務の一部を受ける権利の裁定に関する新行わせるよう。同法199条で、国民年金法3条2項中の国民年金事務の一部を受ける権利の裁定に関する方にととなったので、京都府知事のした各処分につき、被控訴人社会保険庁長官が被告(被控訴人)の地位についた。

人)の地位についた

の地位についた。 原判決は、控訴人らの請求をいずれも棄却したので、控訴人らは控訴に及んだ。 2 争いのない事実等、争点、争点に対する当事者の主張は、次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の第二の一ないし三(原判決3頁11行目から21頁21行目まで)のとおりであるから、これを引用する。 3 控訴人らの当審主張

(1) 国民年金制度

ア 国民年金制度は、憲法25条2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とす

る。
国民年金法 1条の目的の「国民」は「社会構成員」との趣旨である。これを純粋な国籍保有者との趣旨で解するのであれば、国籍のみに基づいた差別であって、違憲・国際人権規約違反で無効である。
少なくとも、一般外国人の加入を認めた昭和 5 6 年の国民年金法改正後はなおさらである(難民条約批准)。国民年金法 1条の上記目的規定の「国民」は「社会構成員」と読み替えるしかない。
イ 国民年金制度において「皆年金」を実現するために、他の公的年金とは違って、保険方式による拠出年金だけでなく、別紙経過的特例措置の「1 制定時の経過的特例」のとおり、すでに老齢、障害の状態にある人には無拠出の福祉年金を併設することで、国民年金制度は発足した。掛金(保険料)を払わなくても年金が受給できるためには、「共同連帯」という理念がどうしても必要であった。
国民年金の国庫負担も、税の一部からまかなわれている。国民年金制度は誰もが「社会の一員」として保険料や税金を納めることで年金の財源を負担し、その財源から、老齢、障害などの状態にある人の年金保障にあてるという「共同連帯」によって成り立っているのである。

料や税金を納めることで年金の財源を負担し、その財源から、老齢、障害などの状態にある人の年金保障にあてるという「共同連帯」によって成り立っているのである。したがって、20歳以上の者を被保険者とすると同時に、20歳以上の障害者は、「国民」皆保険の見地から、原則としてそのすべてを本来的年金資格者として扱うことになる。立法時年齢20歳以前の障害者(現在の障害)と将来の障害者に対する教貧は、ともに、本来的わつの手段である。 国民年金法の目的は社会の「共同連帯」にあり、あくまでも保険方式は、目的実現のための1つの手段である。障害福祉年金において補完、経過年金を規定したのは、法技術的に保険方式を前提とした例外規定の形をとっているだけである。ウ 被保険者資格としての住所要件、国籍要件は、年金制度の連帯性を生み出すほどの、時間的、空間的な永続的一体性のある社会構成員性を意味する。法が要求する住所のみではなく、日本国籍保有者が有しているほどの日本社会との時間的、空間的な結びつきの強さが存在することを意味しているにすぎない。 永住外国人には、国民と同じ程度の時間的継続性、空間的密接保有者としているにありかである。加えて執税は国籍に関係なく国内「居住者」の義務とされ、在日韓国・朝鮮人らは日本国と同じく「で国民と差がない。当然に国籍に関係なく国内「居住者」の義務を果たしている。国民年金資格の取得の要件で国民と差がない。当然に年金保障がされなければならない。

被控訴人国は、永住外国人につき「国民」と同一視せず、終始「一般外国人」と同一視して国民年金法の保 護を排除してきた。

護を排除してきた。
 すなわち、旧法制定時、在日韓国・朝鮮人については、国民年金法が想定する対象者の資格において「国民」と実質的に変わらないことを認識しながら、国民年金法の当初明らかに予想しない一般外国人と「国籍を有しない者」との同一性のみを理由に適用を排除した。被控訴人国は、昭和56年に整備法を制定した時も難民と永住外国人との違いがあることは充分認識していた。しかるに、昭和56年の整備法は、永住外国人が「国民」と法の目的において同じ地位を有するにもかかわらず、難民・一般外国人と同じ扱いしか認めなかった。
 その後、国民年金法は、昭和60年に改正され、障害福祉年金は、障害基礎年金へと裁定替えされたが、他方で昭和60年改正法附則32条は、「旧国民年金法による年金たる給付については、なお従前の例による」と規定したため、昭和60年改正の際も控訴人らに対しては従前の状態が維持されることとされ、何らの補完措置も、救済措置も、講覧られないままであった。

も講じられないままであった。

) 旧法の国際人権規約違反 ア A 担約2条 0 元 (2)

A規約2条2項の自動的, 即時執行性

「人種…他

A規約2条1~3項の関係、構造を見れば明らかなとおり、1項において「自国における利用可能な手段を最大限用いつつ、権利の完全実現へ向けて漸進的達成」を許容しているが、2項はその達成途上であっても、「人種…他の地位(国籍が含まれることは争いがない。)に対する客観的・合理的理由のない差別は許さない」との制限規定であり、他方3項で「開発途上にある国」では、「外国人への自国民と同等の社会権保障」が過重な負担となることがあり得ることから、途上国には一定の緩和規定を置いているのである。同条1項とと項との関係は、「1項で漸進的消費を含れても、その達成途上、方法において客間的・合理的でない差別は許されず、したがって国籍による差別は許されてい」というように、2項は1項の制約規定として即時執行的性格を有すると解するのが正しい解釈である。このように、A規約2条2項が、同条1項とは異なり、自動執行的性格を有することは、国内的にももはや通説的見解と言ってよい(芹田「人権と国際法」ジュリスト681号24頁、「国際人権規約」法学セミナー臨時増125頁、多谷「国際人権」第2号71頁)。また、国際的にも、国連の社会権委員会作成のA規約2条に関す即らた若に関助的意見」3において、同様の趣旨が次のとおり確認されている。すなわち、「差別禁止条項をはじめとしてもった若の目標の趣旨が次のとおり確認されている。すなわち、「差別禁止条項をはじめとしても、少証されている。有において、同様の趣旨が次のとおり確認されている。すなわち、「差別禁止条項をはじめとしても、少証されている。の目標に向かっての一定の行動が合理的な短期間の間にとられなければならないこと」などである(日本評論社「もの目標に向かっての一定の行動が合理的な短期間の間にとられなければならないこと」などである(日本評論社)を発情所見」(甲A第18号証)においても、A規約2条2項の差別禁止原則は、2条1項とは異なり、自動執行力があり国内法上も直接適用が可能なものと解釈されるべきことが明確に指摘されている。

なければならない。

これは、 日本の国内裁判所が憲法14条にいう平等原則違反の有無を審査する際に用いる「緩やかな合理性 の基準」とは明らかに異なるものである。 ウ A規約2条とB規約26条による立法裁量の制約

国籍要件の不合理性

国籍要件の不言理性 国籍要件は原則としてB規約26条に違反するものであり、これが例外的に許容されるためには、特に国籍 要件に基づいて年金受給権に区別を設けることが、基準として合理的であり、かつ客観的であるといえる場合であっ て、かつまた本規約の下で合法的な目的を達成するという目的で行われたものであり(立法目的の合理性)、国家の正当 な目的を達成するために、必要最小限度の制約を伴うにとどまるものでなければならない(手段の最小限度性)。 ところが、国籍要件は立法目的において合理性を有しない上に、手段としても最小限度性を欠くものであ 国家の正当

被控訴人らの国籍要件の立法目的に関する主張は、①社会保障における帰属国家責任論と②掛け捨て弊 害論に尽きる。

古調に入る。。 (イ) 社会保障の帰属国家責任論は、少なくとも今日の国際社会において、受け入れられる余地はない。第二次世界大戦以後、ILO、国連における移住労働者に関する条約・決議や、EU諸国を中心とする多国間・二国間条約及びその判例法(特にEEC条約)などにおいては、社会保障を含む内外人を平等に取り扱う傾向は国際的に明確となっており、少なくとも一定期間国内に在住した外国人については、社会保障に関しても内国人と全く同様に取り扱うことが国際社会の共通理念としてほぼ確立されているからである。国籍要件が社会保障の帰属国家責任論の思想を具現化したものであるというならば、その目的は、立法当初より国際的に承認される余地を有していなかったものであって、

したものであるというならは、ての日的は、立法国初より国际的に承認される赤地で用していながったものであって、到底正当性を有しない。
そして、特別永住資格者として日本国との関係で安定した法的地位を有する控訴人ら在日韓国・朝鮮人のように、日本で生まれ育ち、日本国における社会以外での生活を想定することが非現実的であり、かつ不自然である者との関係においては、国籍を基準として社会保障の責務を国籍国にゆだねることなど、現実問題として不可能である。在日韓国・朝鮮人も日本国籍を有する者と同様納税の義務を負い、現実に納税しているのであるから、これらの者に対する社会保障の担い手は、日本国政府をおいて他にない。社会保障の帰属国家責任論は、少なくとも控訴人ら在日韓国・朝鮮人との関係では、国籍要件を正当化する根拠たり得ないといわねばならない。

(ウ) 掛け捨て弊害論は、要するに、外国人は、一旦、年金保険料を納め始めたものの、受給資格期間満了前に帰国する可能性があるところ、そうなればこれまで納められた保険料は掛け捨てとなり、かえって不利益をもたらすことになる旨をいうものである。しかし、被用者の年金制度である厚生年金制度にあっても、20年の長期にわたり、保険料を拠出しなければ受給資格期間を満たさず、掛け捨ての弊害が起こり得るという点については違いがない。それにもかかわらず、厚生年金制度には当初より国籍要件が付されていなかった。したがって、国民年金制度についてのみ、掛け捨ての弊害を考慮して国籍要件を付するということは、かえって事業所に常時雇用される者とそうでない者との不平等をきたすものであって、その立法目的において正当性がない。のみならず、国民年金と厚生年金との間で国籍要件の有無に違いようとしたがため、かえって日本国籍を有しない者は、失職や転職等を理由にないる国民年金制度に移行しようとしても、受け入れ先の国民年金制度への加入資格自体が認められていなかったため、その連続的加入をなし得ず、それがためにかえってこれまで掛け続けた厚生年金保険料が掛け捨てになる事態さえ、あえて作り出すことになるという制度的矛盾をはらんでいたのである。

ためたがたっていた。 度的矛盾をはらんでいたのである。 したがって、国民年金に国籍要件を設けたことは、厚生年金加入者との関係で不平等な結果をもたらすこととなり、結果的に差別的取扱いをもたらすものであるから、その目的において正当性は存しないといわねばならな

そして、掛け捨ての弊害が起こり得る外国人については、一律にこれを制度から排除しなくとも、任意加入を認める方法により、また、これまで掛け続けた保険料の払戻しを認めることで、これを実質的に回避することができた。厚生年金にはこのような制度があるのだから、国民年金制度でも同じような手段を用いることは、現実的にも可能なはずである。

このような回避手段を考慮せず、 単純に国籍要件の設置による外国人一律排除の制度を構築することは、

このような回避手段を考慮せず、単純に国籍要件の設置による外国人一律排除の制度を構築することは、目的達成のための手段としての必要最小限度性を欠いている。
更に、掛け捨て弊害論は、外国人については、日本国在住期間が必ずしも安定しなかったという論理を支えにしているが、控訴人らのような在日韓国・朝鮮人は、深刻な「歴史的経緯」を有するものであり、日本国内に国まらざるを得ない特殊なカテゴリーに属する者であったことを看過している。戦後15年近く経過して制定された国民年金法の立法当時において、在日韓国・朝鮮人という特殊なカテゴリーに属する者については、既に日本国に相当期間定住した住民であり、在日一世でさえ、多くは生まれた土地での生活基盤を失っており、現実問題としては帰国するとが困難な状況にあったし、日本国で生まれ育った。在日二世世の幹の世代にとっては日日籍を・朝鮮人については、にしか生活基盤は存在し得ず、その後の現実の経過も定住化の状況を辿っている。在日韓国・朝鮮人については、国籍を有する者と同様、日本国への定住の意思と実態を有していることは、もはや顕著な事実である。
在日韓国・朝鮮人までも含めて、国民年金の加入資格から排除したことは、目的達成のための必要最小限度性を逸脱する広汎な制約であるといわねばならない。
(エ) 社会保障の帰属国家責任論にも、掛け捨て弊害論にも、B規約26条に反しないといえるだけの合理性は存せず、被控訴人国側において、その他に国籍要件の合理性を具体的に主張立証し得ない以上、国籍要件はB規約26条に違しするものであることは明白である。
(3) 旧法の憲法 1 4 条違反 憲法の定める国際協調主義からすれば、国際人権規約の解釈原理は、憲法 1 4 条に関する法解釈の際にも反映されなければならない。憲法は、9 8 条 2 項において「憲法と国際法とは調和して解釈されなければならない」とい

(3) 旧法の憲法 1 4条違反
ア 憲法の定める国際協調主義からすれば、国際人権規約の解釈原理は、憲法 1 4条に関する法解釈の際にも反映されなければならない。憲法は、9 8条2項において「憲法と国際法とは調和して解釈されなければならない」う国際法調和性の原則を明言しているのであり、かかる国際法調和性の原則を通じて、「日本国を拘束する」国際法をしたがって、日本国が締結した条約につてもるのである。したがって、日本国が締結した条約につてはるのである。したがって、日本国が締結した条約につては法的に要請されているのである。これは憲法が条約にしたがって、日本国が締結した条約にしては、憲法の規定を解釈するにあたっても、できる限り条約と適合する内容の解釈を行うことが法的に要請されているのである。これは憲法が条約にしても、憲法に反する条約規定が存在するような場合にはそれは違憲無効であることは明らかであるからである。イ 日規約26条は、憲法14条と同趣旨の規定であるから、憲法14条の規定の解釈にあたって日規約26条に、高法14条と同趣旨の規定であるから、憲法14条の規定の解釈にあたって日規約26条の解釈と適合するよう解釈することが憲法98条2項により法的に要請されているということとなる。本件訴訟の争点は、国籍による差別が合理性を有するか否かという点に尽きることも明らかであるが、本件のような国籍による差別をは、14条1項で禁止されている法別の範囲を認め、一定の別異取扱いに対しるがあるような国籍による差別を指すると、立法内の合理性があることから合憲ということはであると、もの、自民年金法における国籍条項が日規約26条に違反し無効なものであることは前記のとおりであるととなる。

(4) 整備法及び昭和60年改正法の憲法、国際人権規約違反

国民年金に加入できなかった期間(20歳以上60歳未満)の通算の経過規定が設けられたことにより,一般外国人と 区別された永住外国人のカテゴリーが定立された。

記第十二条 昭和六十年改正法附則第八条第五項第十号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。一施行日において出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成元年法律第七十九号)による改正前の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「旧入管法」という。)第四条第一項第十四号の規定に該当する者としての在留資格を有する者及び施行日後六十五歳に達する日の前日までの間に当該在留資格又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。)附則第七条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「平成三年改正前の入管法」という。)別表第二の永住者の在留資格を有するに至った者

年改正法において、障害年金と老齢年金について後者のみ救済して前者を救済しない客観的・合理的理由は全くない。 ウ 整備法及び昭和60年改正法の違憲性、国際人権規約違反 仮に旧法制定当時においては、社会保障の帰属国家責任論が妥当し、国籍条項の合理性を論拠づける余地が あったとしても、それ以後今日までの間に、社会保障が国籍国ではなく所在地国の責務であるとの認識が国際社会において一般的になった。現に、日本においても、各種社会保障立法の国籍条項が順次撤廃されてきたのであり、難民条約 批准当時においては、もはや社会保障の帰属国家責任論は、国籍条項の必要性を根拠づける立法事実とはなり得ない状態にあり、被控訴人国もまた、そういった事情を認識していた。 国際人権規約発効後約25年を経過するまでの間、整備法及び昭和60年の各改正時において、附則を設けて控訴人らを排除し、A規約2条2項、9条、B規約26条に基づく差別是正の措置を何らとらなかったことは、明ら かな同条違反であり、立法不作為の違法を免れず、憲法14条にも違反することが明らかであり、違憲無効である。 (5) 立法不作為

立法不作為 (5)

(5) 立法不作為
本件で国籍条項によって排除され、今も経過措置がないことによって放置されているのは、実質的には、外国人一般ではなく、旧植民地出身者とその子孫である。旧植民地出身者は、植民地支配により日本国籍を一方的に押しつけられながら、戦後はその意思にかかわらず日本国籍を一方的に剥奪され、外国人一般として無権利状態に落とし込められた。その結果、旧植民地出身者とその子孫は、日本国籍を取得した人を除いては、選挙権・被選挙権を持たず、立法過程から完全に排除され、立法過程を通じてその権利を実現し、あるいは権利侵害を是正する手段を持たない。少数者の人権保障の最後の砦たる裁判所による救済が必要不可欠な人々である。
立法不作為が例外的に国家賠償法上違法となる要件としては、①少数者に対する人権侵害の重大性、②その救済の現実の必要性、③国会による立法の必要性の認識、④立法の可能性・容易性、⑤具体的な立法定立に要する合理的期間の経過、が必要であると解される。旧法の国籍条項撤廃に伴う経過措置を設けなかった国会の不作為は、これらの要件を十分流たすものであり、国家賠償法上、違法であることは明らかである。
(6) 在日韓国・朝鮮人障害者の置かれた過酷な状況
ア 在日韓国・朝鮮人は、その国籍及び民族の故に、日本社会において差別を受けていることは周知の事実であ

在日韓国・朝鮮人は、その国籍及び民族の故に、日本社会において差別を受けていることは周知の事実であ

る。
 実態調査の結果によれば、対象者のほとんどは日本で生まれ育った者であるが、学校において民族差別を受けた者が4割も存在し、大人になった後であっても、外国人であることにより陰湿ないじめを受けた例も少なからずある、外国人登録制度により指紋押捺を強制された歴史や、国籍条項の存在や偏見に基づく就職差別なども相俟って、控訴人ら在日韓国・朝鮮人(障害者)は社会的に抑圧されている。
 イ 控訴人らは、国籍・民族差別を受けるとともに、障害の存在のため、より一層社会的に孤立した状況に陥っている。控訴人らは支援者らと手を携え本件裁判を闘っているが、無年金障害者の多くはそのような連帯を持つことも容易でない状況が一般である。
 実態調査によると、無年金障害者の半数が1人又は2人で生活しており、孤独に耐えたり、不安や悩みを相談しにくい状況にある。障害者になってから障害者手帳を取得するまで11年以上かかっている者が約半数も存在し、昭和57年以降児童手当が支給されることになったことを(福祉事務所に通っていながら教えられず)知らなかった人昭和57年以降児童手当が支給されることになったことを(福祉事務所に通っていながら教えられず)知らなかった人とれる。 すっ、 とれる。 ウ

持ち家の者はごくわずかしかいないばかりか、バラックやガード下などで生活していた者も存在 し、困難を極めている。

し、困難を極めている。 エ 国民年金法が、20歳以前に障害を負った者に対して、拠出制でなく無拠出制の障害基礎年金制度を設けている趣旨は、障害者が未成年の間は親など監護する者に扶養を任せるとしても、成年後は社会連帯の思想から社会全体で障害者の生活を支えようとしたものと解される。控訴人ら在日韓国・朝鮮人障害者に対して支給する必要がより高いといえるのに、現在まで十分な手当がされずに放置され続けている。これを認めないということは、より過酷な立場にある者に対し障害基礎年金の支給を認めず、過酷な経済的状態にあることを甘受させ、その生存を脅かすものであり、

障害基礎年金制度の趣旨に反するものといわざるを得ない。 オ 在日韓国・朝鮮人障害者の無年金状態を解消する必要は極めて高く、かつ被控訴人国はこのことを認識していたにもかかわらず放置してきた。在日韓国・朝鮮人障害者は、現行法上参政権を有しないから、自らの権利を実現する手段として裁判を選ばざるを存むい。

裁判例においては、在日韓国・朝鮮人に対する配慮の必要に言及する例はあっても、違法である旨の判断に至ることは少ない。しかし、かかる裁判所の「謙抑的」な判断は、政治過程に関与する手段が保障されていない控訴人らにとっては、永遠に救済の道を閉ざすことを意味する。裁判所は、人権保障の最後の砦としてその権限を適切に行使すべき責務があり、司法による救済を行う必要がある。

被控訴人らの当審主張

国民年金制度

(1) 国民年金制度 控訴人らは、旧法1条にいう「国民生活の安定」、「国民の共同連帯」について、単なる国籍保有者ではなく、「社会構成員」との趣旨であるとし、「これを純粋な国籍保有者との趣旨で解するのであれば、違憲・国際人権規約違反で無効である」と主張するが、旧法下において制度の対象となっていたのは日本国籍を有する者なのであり、これが違憲との評価を受けるか否かが正に本件の争点なのであるから、違憲であることを前提として旧法の制定趣旨を「社会構成員」の「協同連帯」などと述べる控訴人らの主張が独自の見解にすぎないことは明らかである。また、控訴人らの主張を前提としても、法案の審議経過では、その前提として、被保険者を日本国民とすることが当然の前提として議論されていたことが明らかであり、国籍要件が「日本国籍があること自体を意味するのではなく、・・・・日本国籍保有者が有しているほどの日本社会との時間的・空間的な結びつきの強さ」などといった抽象的で漠然とした規律を意味するものでは決してない。(2)日法の国際人権規約違反

旧法の国際人権規約違反

(2) 旧法の国際人権規約違反
ア A規約について
A規約に定める権利(憲法における社会権に相当する権利)について、無差別の原則による権利の確保が義務付けられているとはいっても、その義務は、「法上の義務でなく、司法的に実現可能な権利の保障義務を締約国に課するものではない」。すなわち、「A規約は、そこに掲げる社会権の漸進的実現を締約国に促進させるにすぎない」のであり、「(A規約に)掲げられた権利の完全な実現を『漸進的に達成するため』(第2条)、立法措置その他適当な方法をとること及び個別的、国際的な経済的、技術的な援助又は努力を行うことを義務づけ」るものであって、「その義務は政治的性質の義務である」というべきである(野村「国際人権規約と憲法」ジュリスト781号18頁)。このように、A規約は、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、締約よのである。 ものである。

ものである。 最高裁判所平成元年3月2日判決は、A規約9条について、「締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、右権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない。このことは、A規約2条1項が締約国において「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する」ことを求めていることからも明らかである。」としており、障害福祉年金について国籍要代を定めた旧法の規定が同規約によって無効とされるものではない。

B規約について

旧法の憲法14条違反

保障の帰属国家責任調の小当性寺王張し、立法事実の有無を調するか、いすれも削提を誤った議論であり矢当である。 (3) 旧法の憲法14条違反 ア 憲法14条1項は、絶対的な法の下の平等を保障したものではなく、合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであって、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、何ら上記規定に違反するもので集49巻7号1789頁)。特に、立立大法廷判決・民集18巻4号676頁、同平成7年7月5日大法廷決定・民場18巻4号676頁、同平成7年7月5日大法廷決定・民場18巻4号676頁、同平成7年7月5日大法廷共大は、立法所が法律を制定するに当たり、その政策的、技術的裁量に基づく判断にゆだねられる立法分野においては、立法所が法律を制定するに当たり、一を異ない。 大技術的判断に基づき、各人についての経済的、社会的その他種の節囲を逸脱するものでない限り、合理性を欠くいる。 憲法25条は、いわゆるに温とされ、なら的を通知を逸脱するものでない限り、合理性を欠くいることはできず、憲法14条1項に違反するものではない。 憲法25条は、いわゆる福祉国家の理念に基づき、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みるよう国政宣にとなり、同条1項に、国が関係の国民に対して具体的・現実的な生活を営みの環境であるとされている社会的力すべきさる教務を加充ことが、高条2項によって国の債者の国民に対して具体的・現実的な生活権が設定充実されてゆくものであると解すべきでありりの趣旨を見ている教務を規定の表別に当たっては、その時をず、古は国の財政を持続な、しかも、高度の専門技術的な方に法として具体化するに当たっては、その時をず、また、多方面にわたる複雑発体な、しかも、高度の専門技術的な方に表記とがであるとに当たのでは、その時をす、また、多方面にわたる複雑条様な、しかも、高度の専門技術的な方に表記を構成の表別が表別に表しては、その時をす、また、多方のに裁量を講するのに当たっては、その時をす、また、多方のに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合を除き、裁判のいた政策的判断を必要とする。したがって、表のの表別に表記を講示するのに当まれる人民で表別に関するるに当な場合を除き、表判のに基づいた政策の法書といる法書を関するのに表記を表別に表記を書きましたがあるというべきであり、国民年金法に基づく障害福祉年金の受給者は児童扶養手当の受給資格を欠くとする児童扶めため、このでは、表別に対している。

養手当法上の併給調整条項が憲法14条1項に違反するか否かが争われた上記最高裁判所昭和57年7月7日大法廷判決も,立法府に広い裁量権があることを前提として,憲法25条の規定の要請にこたえて制定された法令において,憲法14条違反の問題を生じ得るのは,「受給者の範囲,支給要件,支給金額等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをしたり,あるいは個人の尊厳を毀損するような内容の定めを設けているとき」である旨判示して,上記併給調整条項による差別は,何ら合理的理由のない不当なものであるとはいえない旨判示しているところである。イ裁判所が,このような立法裁量が認められる場面において,法律の内容が憲法に違反するか否かを検討するに当たっては,立法に当たって考慮された具体的な事実(立法事実)を検討して,それぞれの立法表との関係に合理もあるべき裁量権行使の在り方を審理の対象とするのはなく,立法所に与えられた裁量権を前提として、であるるべき裁量権行使の在り方を審理の対象とするのではなく,立法所に与えられた裁量権を前提として、高あるべき裁量権行使の在り方を審理の対象とするのではなく,立法所に与えられた裁量権を前提として、より最高裁判所平成元年3月2日第一小法廷判決(判例時報1363号68頁)は,旧法81条1項に規定にあるの、方法所はその支給対象者の決定について,もともと広範な裁量権を有している」と判示して,広い立法裁量であって,立法所はその支給対象者の決定について,もともと広範な裁量権を有している」と判示して,広い立法裁量

こい。保育関連中部につき、「関係先に時の社場的な教育指導の一環として設けられた主領国庫負担の無拠出制の年金であって、立法府はその支給対象者の決定について、もともと広範な裁量権を有している」と判示して、広い立法裁量を認めている。 さらに、同判決は、「社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条件の表現には、関連によりに対しては、国は、特別の条件の表現に対しては、関連によりに関係している。

整備法及び昭和60年改正法の憲法、国際人権規約違反

(4) 整備法及び昭和60年改正法の憲法、国際人権規約違反 国籍条項を削除した昭和56年法律第86号による国民年金法の改正の効果を遡及させるというような特別の 救済措置を講ずるかどうかは、もとより立法府の裁量事項に属することである(前掲最高裁判所平成元年3月2日第一小法廷判決参照)から、整備法附則5項及び昭和60年改正法附則32条1項により国籍条項の撤廃を遡及しないとしたことが、憲法14条に違反するものではない。 憲法14条は、不均等な法的取扱いの禁止を保障するものであり、社会に存する種々多様な事実上の優劣、不均等について、あるべき均等な状態を示し、これに対応したあるべき施策を見つけ出すということは、立法府の職責であり、司法の作用からは逸脱する行為であって、裁判規範としての平等原則には実質的平等は含まれないというべきであり、司法の作用からは逸脱する行為であって、裁判規範としての平等原則違反があると認めることはできない。

い。整備法附則5項及び昭和60年改正法附則32条1項の各立法措置の段階において、広い立法裁量に属する社会保障政策における外国人の取扱いについて、その措置が著しく合理性を欠き、立法府に与えられた裁量権を逸脱・濫用した事情はない。もともと、制度の対象となっていなかった在日外国人について、将来に向かって新たな年金制度を構築する際に、既に保険事故の発生した者で、制度の対象とならない者に対し、さかのぼって具体的な何らかの取扱いをするか否かは正に立法府の裁量に任されている領域であって、補完的又は経過的福祉年金制度を制定しなかったからといって、立法府がその与えられた裁量権を逸脱・濫用したと評価されるものではない。

小笠原諸島復帰時の経過措置について、在日外国人の場合と異なった規定がなされているのは、国籍の有無という合理的な理由に基づくものであり、これとの対比で、在日外国人に対してとられた措置が著しく合理性を欠き、立法府に与えられた裁量権を逸脱・濫用した事情はない。
また、老齢年金につき規定を特に設けることができたといっても、障害年金につき規定を特に設けなかったことが憲法上問題となることを意味するものではない。また、老齢年金と障害年金とは受給資格要件が異なり、単純に比もが憲法上問題となることを意味するものではない。また、老齢年金と障害年金とは受給資格要件が異なり、単純に出由に基づいて別異の取扱いをした(乙第2号証)のであって、立法府に与えられた裁量権を逸脱・濫用した事情に当たらない。

らない。

立法不作為

(5) 立法不作為 国籍条項は憲法14条1項及び国際人権規約に反するものではないから、国家賠償法上も違法となる余地はないが、不作為を含む立法行為に対する国家賠償法の適用については、最高裁判所昭和60年11月21日第一小法廷判決(民集39巻7号1512頁)によるべきである。すなわち、「国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したかどうかの問題であり」、国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないようべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというがごとき、容易に想定し難いような例外的場合でない限り、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けないと解すべきである。さらに、立法の例外的場合でない限り、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けないと解すべきである。法が採用する権力分立制度を前提とすれば、少なくとも憲法上、具体的協力ないて具体的に言及していないが、憲法が採用する権力分立制度を前提とすれば、少なくとも憲法上、具体的解析、これで具体的に言及していないが、憲法が採用する権力分立制度を前提とすれば、少なくとも憲法上、具体的解析、上記作為義務の存在が一義的に明白な場合でなければならないというべきである。第3 当裁判所の判断 当裁判所の判断 第3

1 当裁判所も、控訴人らの各請求はいずれも理由がないと判断するが、その理由は、次のとおり付加訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第三の一ないし三(原判決21頁23行目から40頁12行目まで)の説示と同一で あるからこれを引用する。

- 原判決23頁1行目,2行目,3行目(2か所),7行目,8行目の各「廃疾」を「障害」と改め,3行目の (1) 「1級に該当する」を削除する。
 - 原判決24頁3行目の「12月17日」を「12月16日」と改める。
 - 控訴人らの当審主張について

(1)

国民年金制度について 国民年金制度は、憲法25条2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこ

なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とするるところ、旧法1条の「国民」が「社会構成員」との趣旨をも含むとしても、日本国籍を有する「国民」との内容を有するとは明らかである。控訴人らは、旧法1条にいう「国民」について、単なる国籍保有者ではなく、「社会構成員」との趣旨であるとし、「これを純粋な国籍保有者との趣旨で解するのであれば、違憲・国際人権規約違反で無効である」と主張するが、旧法下において制度の対象となっていたのは日本国籍を有するであり、また、整備法附則5項をとき張するが、旧法下において制度の対象となっていたのは日本国籍を有ってあり、また、一部存置のよる通常である。「これらが違憲、違法との評価を受けるか否かが正に本件の争点なのであるから、これらが違憲、違法との評価を受けるか否かが正に本件の争点なのであるから、これらが違憲、違法との評価を受けるか否かが正に本件の争点なのである。そして、憲法25条2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれる制度の理念をも踏まえ、外国人をしての全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目民の共命をとする国民年金額に表表により、前提とする同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを利の会とする国民年金額に表表により、対策を表表を表示のとも踏まえ、外国人としての主に、明鮮人らが社会居住者の一員として納税の要件の後を見ているか否か、どのような程度、内容とするかは、一個の立法問題であり、引用にかかる原判決配表を背によりなより、立法府の裁量により決定し得る事柄であって、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合を除き、違憲、違法とならない。

治的責任の内容を当該規定の限度で明示したものと解される。けだし、このように解さないで、2項を自動的即時執行の効力のあるものと解すると、1項で認められた権利の完全な実現の漸進的達成を阻害・停滞させる事態が想定され、規定相互に矛盾が生じる可能性があるからである。控訴人ら提出の甲A第24、34ないし39号証(枝番を含む。)、主張にかかる国連の社会権委員会作成のA規約2条に関する「一般的意見」及び「総括所見」(甲A第18号証)は控訴人らの主張を根拠づけるに十分でなく、また、控訴人ら主張のその他の文献にかかる見解は採用できない。したがって、A規約2条2項が、社会保障の権利の達成途上で「人種・・・他の地位に対する客観的・・合理的理由のない差別は許さない」との制限規定であって自動的、即時執行的性格を有するとの控訴人らの主張は採用し得ない。差別は許さない」との制限規定であって自動的、即時執行的性格を有するといえるが、A規約の適用される引力に対しているのB規約26条の内容も、事柄の性質上、同衆と同趣旨のA規約2条2項を含めて締約国の政治的責任を宣明したと解されるA規約26条の内容も、事柄の性質上、同衆と同趣旨のA規約2条2項を含めて締約国の政治的責任を宣明したと解されるA規約と6条の内容も、事柄の性質上、同義と同趣旨のA規約2条2項を含めてB規約26条の方は、基別的に規定されるA規約の締約国の規約の履行状況に関する報告を検討する機関であってB規約の実施に当たっての検討及び参考意見を求められたものであり(B規約40条4項参照)、また、我が国にがしてといると、規約人権委員会の検討する権限の受諾宣言をしていないから、規約人権委員会の意見は、我が国に対して法的拘束力を有していない。

そうすると、裁判規範としては、社会権についての合憲・合法性の判断におけるB規約26条の適用に関する限り、同じ事柄を規定する憲法14条によることで十分であり、消極に解されることとなる。 仮にそうでないとしても、B規約26条違反のないことは、引用にかかる原判決説示(33頁4行目から36頁25行目まで、のとおりである。

日まで)のとおりでのる。 したがって、控訴人らの国際人権規約違反の主張は採用し得ない。 (3) 旧法の憲法違反について 憲法98条2項の定める国際協調主義からすれば、国民年金法所定の国籍条項に関する憲法14条適合性解釈 の際、A規約2条、B規約26条の内容も考慮される必要があるが、同規約に関する上記説示からすると、社会権についての合憲・合法性の判断においては、政治的責任を負っているという趣旨でその内容を考慮するのが相当であり、B 規約26条を直接憲法14条の内容とする解釈は相当でない。 サム後の担加した大きままったをは、短知国家の理会に其づき、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活

規約26条を直接憲法14条の内容とする解釈は相当でない。社会権の根拠となる憲法25条は、福祉国家の理念に基づき、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生きを営み得るよう国政を運営すべきこと(1項)並びに社会立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことで、1項)並びに社会立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことで、1項)を関係を営み得るよう国政を運営すべきことで、1項)がではなるの国民に対して具体的・現実的に上記のような義務決定に、立法府の広になるが、同条の規定の趣旨にこた元で具体的にどのような立法措を関するかの選択決定い、立法府の広い裁量にゆだねられており、それい著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用フ目の表を経理的、方な場合を除き、裁判所が審査判断するに適しない。最高とを対して自己の地質を表現である。とをは、立法府の本語を担づるない。最高裁判所が審査判断するに適しない。最近の共同連帯によって防止することを目的とし、保険方式を同平成元年3月2日第一小法廷判決参照)の国民年金制度は、憲法25条2項の規定の趣旨を実現すると、保険方式をにより被保険者の拠出した保険料を基本として創設されたものであり、旧法下の国籍条項があることを前提とした。であるが経済を判断するに当たって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止するにより、保険式の地域により、保険式の表別が何ら合理的理由のない不当な差別的扱いかどうかの観点から判断されなければ、国は関係の政治の表別が何ら合理的理由のない不当な差別的扱いかどうかの観点から判断されなければ、国は関係の表別が何ら合理的理由のない不当な差別的扱いかどうかの観点が、経済・社会的諸事情等に限り、当該外国人の属する国との外交関係、変もものと解すべきである(最高裁判所平成14年7月18日第一小法とい限り、当該外国人の展する国との外面を決定する国との外面を決定する国との外面の外面を決定する国との外面を対しています。

判例時報1/99亏96貝参照)。 そして, 証拠(甲C第1ないし9,26ないし28号証)及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認められ

る。

旧法制定当時、国会でされた討議においては、原則として拠出制をとって無拠出制を併用するという。保険法理を原則として同法理を超える部分をも加味した制度とする等の議論がされたほか、特に国籍条項に関する議論は以下の表面との表面の政府での国会討議において、原則として記れた。特に国籍条項に関する議論は以下の法の正の政府での国会討議において、国籍条項を規定した立法上の必要性につき。25年間の資格期間の必要な労働とすることが問題にされることはなかった。の場所に同議での国会討議において、国籍条項を規定した立法上の必要性につき。25年間の資格期間の必要な労働国法とが妥当でないとの政府説明がされ、厚生年金法との相違・矛盾については、同法公労場別の場所としての目的・性質との相違によるやむを得ないられた。との政府説明がされ、また、の問題につき、特定の方法に関係を築きつつあるを知りた。とのでは「対しての当時を制度的に区分することが妥当でないとの政府説明がされ、日韓条約及び日韓地位協定において韓国側からの適用要望によるやむを当でないとの政府説明がされ、日韓条約及び日韓地位協定において報国側からの適用要望によるとの政府記明がされたことに、制定の政府説明がされた国人扱いする旨の規定に適用しないことに、制定は、制定は、制度の方式に対しての政府説明がされた。国人扱いする旨の規定に適用しないことのA規約、B規約の政府説明がされた。ま、日本の政府説明がされた。本の政府説明がされた。大記事によれば、国籍がの地としての表別の日間のでなく、A規約、B規約の政策において、漸進的に努力、国民任金を外国しているとのA規約、B規約の政策において、大記を関しているとの内部であり、といる人民では、日本の政策において、大記を対しているとの内部であり、大記を関していて、大記を対していて、大記を対していて、大記を対していて、大記を対していて、大記を対していて、大記を対していて、大記を対していて、日本には、対しているとの表別に対して、ことの表別に対して、日本には対していると、まには、14名等にの対しては、日本に対し、20月末に対していることにできない。まは14名を満足の方法によい、ことにできない。まは14名を満足の方法によいまに対して、ことによっては、日本によいなる原制は対していない。ことにできない。まは14名を満足の方式には、日本によいなる原制は対していた。ことにできない。まは14名を満足の方式によりまして、日本により、ことには、日本により、ことには、日本により、ことには、日本により、ことには、日本により、ことには、日本により、ことには、日本により、ことには、日本により、ことには、日本により、ことには、日本により、ことには、日本により、

払義務を課すこととの権衡上、必すしも平かに正田することに介護性がないとか、立法府において、その裁軍権を近所・個人のよいできない。ということはできない。そうすると、憲法14条違反の有無については、引用にかかる原判決説示のとおり(28頁末行から31頁3行目まで)、消極に解される。
(4) 整備法及び昭和60年改正法の憲法、国際人権規約違反について法改正が行われる場合、法律の効力が将来に向かってのみ生じて過去の事象に遡及しないことが法律上の原則である。整備法、昭和60年改正法による改正前の国籍条項が違憲、違法でない以上、もともと、制度の対象とななかった外国人について、将来に向かって新たな年金制度を構築する際、既に保険事故の発生した者で制度の対象とならない者につき拠及して何らかの取扱いをするか否かは立法府の裁量に任されている領域であり、補完的又は経き政策とならない名につき特別を設ける等特別の遡及措置を満足に任されている領域であり、補完的又は経き政策とならない名につき特別である。憲法14条1項は、不均等な法的取扱いの禁止を保障するものであり、社会に存する種々多様な事実上の優劣、不均等について、あるべき均等な状態を示し、これに対応したあるべき施策を見つけ出すということは、で当法府の職責であって司法の関与するところでなく、憲法上、法律上、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・監用と見ざるを得ないような場合を除き、違憲、違法とならない。しかるところ、証拠(甲C第10、25号証、乙第2号証)及び弁論の全趣旨によれば、次の事項に関し、自国民の職業を与れて、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、自国民では、第二を対し、自国民では、第二を対し、第二を対し、自国民では、第二を対し、対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、第二を対し、対し、第二を対し、対し、

された。

された。 上記事実によれば、国籍条項撤廃に伴う無年金者発生防止の必要性につき、被控訴人国において検討がされたところ、その検討結果の合理性の存否、程度に関し種々の意見があり得るが、昭和60年改正法で老齢年金につきとられた国籍条項があったため加入できなかった期間を合算対象期間として被保険者期間に算入するとの特例措置は、障害福祉年金と異なる対応をした問題であり、正に政策選択の問題であって、平等原則違反の問題であり、正に政策選択の問題であって、平等原則違反の問題でなく、国民年金法の対象を拡大する際に無年金者につき経過措置を設けた別規経過的特例措置の「2 小笠原・沖縄復帰など特例措置」の(1)ないし(4)などの例は、日本国民又は日本国民であった者に関する特殊事情、その他例外的特別事情を考慮した結果であると考えられ、以上によれば、上記につき外国人に関し特例措置を講じないことは、我が国の国際及び国内政治上での政治的責任の問題であって、憲法上、法律上、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ない場合に該当するとはいえず、憲法14条に違反しない(最高裁判所平成元年3月2日第一小法廷判決参照)。そして、前記及び上記同様の理由でA規約2条、B規約26条違反の主張も認められない。したがって、整備法及び昭和60年改正法につき憲法、国際人権規約違反は認められない。 濫用とえ、 判決参照)。 そし、, したがって, こさ不作為

整備法及び昭和60年改正法につき憲法、国際人権規約違反は認められない。

- 立法不作為について 引用にかかる原判決説示のとおりであって、控訴人らの当審主張は独自の見解であり、採用できない。
- 在日韓国・朝鮮人障害者の置かれた過酷な状況について

上記主張事実には甲E第1ないし8号証,甲F第1ないし54号証が沿うが,同主張事実が本件請求を理由あらしめる要件事実として構成されていない以上,それだけでは本件請求を認めさせるに足りない。 3 控訴人らの被控訴人らに対する各請求はいずれも理由がなく,これらを棄却した原判決は相当であって,本件各控訴はいずれも理由がないから,これらを棄却すべきである。よって,主文のとおり判決する。 大阪高等裁判所第12民事部

判長裁判官	若	林		諒
裁判官	Ξ	木	昌	之
裁判官	細	島	秀	勝